

岩手県告示第 528 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関が事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 20 年 7 月 11 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
岩手宮古農業協同組合	宮古市宮町一丁目 3 番 5 号	J A みやこヘルパーステーション	宮古市千徳町 5 番 37 号	平成 20 年 4 月 30 日

2 通所介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
岩手宮古農業協同組合	宮古市宮町一丁目 3 番 5 号	宮古市千徳デイサービスセンター	宮古市千徳町 5 番 37 号	平成 20 年 4 月 30 日

3 居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
岩手宮古農業協同組合	宮古市宮町一丁目 3 番 5 号	J A みやこ介護支援センター	宮古市千徳町 5 番 37 号	平成 20 年 4 月 30 日

4 介護予防訪問介護

介護予防事業者		介護予防事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
岩手宮古農業協同組合	宮古市宮町一丁目 3 番 5 号	J A みやこヘルパーステーション	宮古市千徳町 5 番 37 号	平成 20 年 4 月 30 日

5 介護予防通所介護

介護予防事業者		介護予防事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
岩手宮古農業協同組合	宮古市宮町一丁目 3 番 5 号	宮古市千徳デイサービスセンター	宮古市千徳町 5 番 37 号	平成 20 年 4 月 30 日